

一般社団法人全日本囲碁連合 選手選考規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本囲碁連合（以下、「当法人」という。）が、国際大会へ派遣する選手を選考するために、その選考方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(国際大会)

第2条 本規程に基づき当法人が派遣する選手を選考する国際大会は、次のとおりとする。

- (1) 国際オリンピック委員会（IOC）及びアジアオリンピック評議会（OCA）が主催する国際大会
- (2) 国際競技連盟連合（GAISF）が主催する大会
- (3) 国際マインドスポーツ協会（IMSA）が主催する大会

(選考基準)

第3条 国際大会に派遣する選手の選考基準は、男性は前年（1月1日から12月31日まで）の七大棋戦における総合賞金ランキング上位者から、女性は前年（1月1日から12月31日まで）の七大棋戦及び女流棋戦における総合賞金ランキング上位者から順に候補者として選考する。なお、いずれの大会が七大棋戦又は女流棋戦に該当するかについては、当法人ウェブサイト上で公表する。

- 2 前項の定めにかかわらず、囲碁ナショナルチーム（GO・碁・ジャパン）の監督・コーチが推薦する選手複数名による代表決定戦を経た上で、国際大会に派遣する選手総数の3分の1に満たない範囲の候補者を選考することができる。

(選考除外条件)

第4条 次のいずれかに該当する者は、国際大会に派遣する選手の選考対象から除外する。

- (1) 国際大会への参加を希望しない意思表示をしている者
- (2) 国際大会への参加について親権者の同意が得られていない未成年者
- (3) 当法人に登録されていない者
- (4) 当法人、公益財団法人日本棋院又は一般財団法人関西棋院から出場停止等の処分を受けている者
- (5) 国際大会の派遣期日までに、有効な旅券及び査証（必要とされる場合）を取得する見込みのない者
- (6) 当法人が派遣選手として研鑽する意思がないとみなす者

(国籍条件)

第5条 日本代表選手として国際大会に派遣する選手を選考するに際しては、当該選手が日本国籍を有している者でなければならない。

(派遣選手を選考)

第6条 強化・選考委員会は、次の手順に従い候補者リストを作成し、理事会に報告する。

- (1) 第3条に定める選考基準に基づき候補者を選考する。
- (2) 前号により選考された候補者が第4条に定める選考除外条件に該当しないことの確認を行う。
- (3) 日本代表選手として国際大会に派遣する選手を選考する場合には、当該候補者が日本国籍を有していることの確認を行う。
- (4) 候補者に対して、改めて国際大会への参加の意思確認を行う。

2 理事会は、前項の候補者リストに基づき国際大会への派遣選手を決定する。

(不服申立)

第7条 理事会の選手選考決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(規格外事項)

第8条 本規程に定めのない事項については、理事会で決定する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は2021年7月1日から施行する。